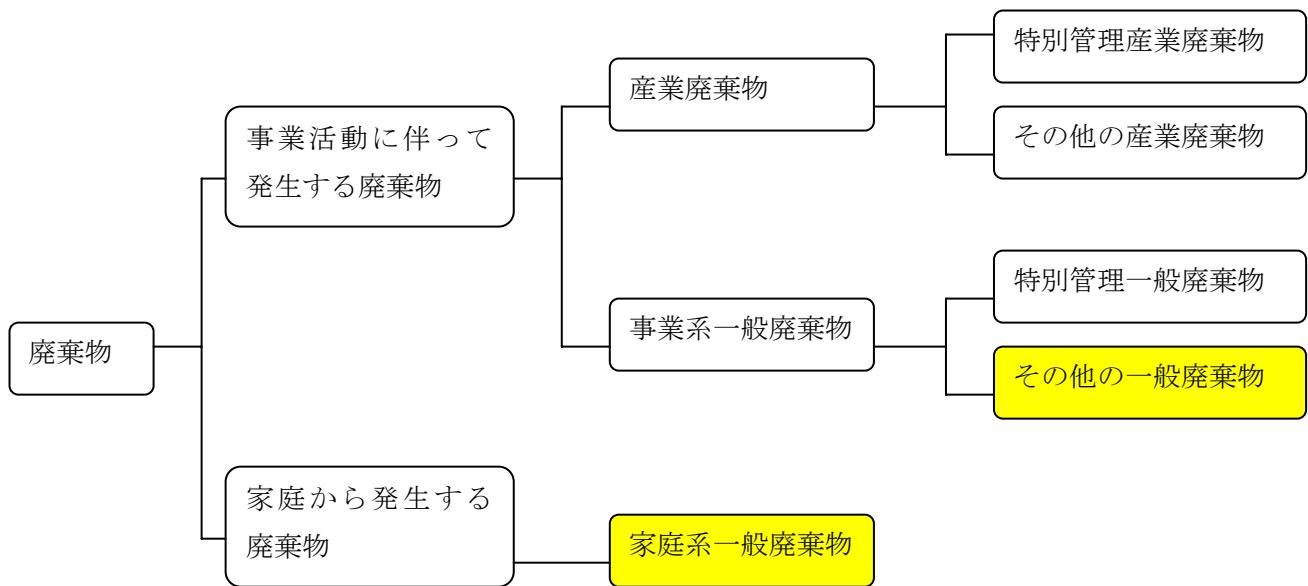


3. 廃棄物とは

※枠内の色が異なるものがささゆりクリーンパークで処理できるもの



産業廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類のもの。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって産業廃棄物以外のもの。
家庭系一般廃棄物	家庭ごみ、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物。
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物が定められています。
特別管理一般廃棄物	人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの。感染性一般廃棄物、廃家電製品に含まれるポリ塩化ビフェニル（P C B）を使用する部品、ごみ処理施設から生じたばいじん、ダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/gを超えるばいじん・燃え殻・排ガス洗浄施設からの汚泥等（ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から排出されるものに限る。）が定められています。